

告示

埼玉県告示第三百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

この店舗が開店した場合、車で来・出店する利用者の多くは県道川越越生線に面したNo.1出入口を利用すると思われませんが、出店時にはNo.2出入口を利用する場合もあると思います。その他、養命酒太陽光発電所沿いの市道からNo.2出入口を利用して来・出店することも想定されます。

私は、店舗の東側の住宅地・鶴ヶ丘五区に居住しており、No.2出入口を出た車が県道側に出ず、左折しついで右折して鶴ヶ島市商工会館駐車場脇と五区の住宅内を通る市道に入ってくることを心配しています。また、その逆コースで住宅地を通過してNo.2出入口に入る車もあるのではないかと危惧しています。

この市道は、一車線の幅しかなくすれ違いは困難です。歩行者は、道路の端によって通過車両から身の安全を確保しています。

また、No.2出入口を左折した車が直進して養命酒太陽光発電所の三差路を右折した場合、その先は鶴ヶ丘五区の住宅地脇を通る一車線の狭い市道となり、通学路にもなっていることから住民のみならず児童の安全な歩行も懸念されます。

株式会社ベルクにおきましては、来・出店の車が住宅地の道路に入り込み、鶴ヶ丘五区はじめ周辺住民の安全・静穏な生活が脅かされることのないようNo.2出入口に掲示物の設置及び警備員による誘導等適切な措置をことうずることを切に要望致します。

二 縦覧期間

平成二十九年三月十七日から平成二十九年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

